

保護者 各位

福岡県立筑紫中央高等学校長

5 類感染症移行後の新型コロナウイルス感染症対策

平素より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、この度、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことに伴い、本校における対策を下記のとおり変更いたしますのでご確認ください。

記

1 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 引き続き継続すること

- ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導を行います。
- ・適切な換気を行います。(新校舎の常時換気システム運転により実施しています。また、機器による二酸化炭素濃度の計測を行い、十分な換気ができているか把握します。)
- ・Classi での健康観察アンケートを取りやめます。
- ・検温等による家庭での健康状態の把握をお願いします。

(2) 確認事項

- ・学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となります。
(登下校時に通勤ラッシュ等混雑した電車やバスを利用する場合、及び、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合は、マスクの着用を推奨します。)
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は登校しないようにしてください。
- ・食事の場面においては、「黙食」は必要としません。
- ・地域や学校において感染が流行している場合などには、以下の①②を求める場合があります。
 - ① 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える。
 - ② 身体的距離を確保する。

2 新型コロナウイルス感染（インフルエンザ等を含む）が疑われる場合

- ・医療機関を受診してください。(受診した日は出席停止とします。)
- ・診断の結果、感染症ではないことが判明した場合は、翌日以降の療養期間は欠席扱いです。

3 感染が判明した場合（感染している疑いがある場合も含めます）は、出席停止とします。

・出席停止の期間

- ・(発症日の翌日を1日目として5日目を経過し、かつ、症状が軽快した日の翌日を経過するまで)
- ・出席停止解除後、発症日の翌日を1日目として10日目を経過するまではマスクの着用を推奨します。
- ・診断を受けた医療機関からの医証等が必要になります。(本校ホームページにある様式等をご活用ください)

※療養期間終了後、登校を再開する際に、陰性証明や治癒証明書等を提出する必要はありません。

4 濃厚接触者としての特定は行いません。

※何かご心配な点がありましたら、学校までご連絡ください。